明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件の一部を改正する件（**総務**二八六）　一

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（**同**二八七）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**四三）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**四四）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**二四〇）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二四一）

○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二二八）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二二九）

○千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定へのボスニア・ヘルツェゴビナの加入等に関する件（**同**二三〇）　四

○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示（**文部科学・経済産業**三）

○保安林の指定をする件（**農林水産**二一〇九～二一一二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二一一三～二一一五）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**経済産業**一六七）　五

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**国土交通**六七八～六八〇）　六

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**同**六八一）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三一七）

○都市計画に関する件（**同**三一八）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二九）　七

〔**国会事項**〕

〔**人事異動**〕

内閣　内閣法制局　人事院　公害等調整委員会　法務省　八

〔**叙位・叙勲**〕　九

〔**官庁報告**〕

官庁事項

登録試験実施機関の登録事項の変更（国土交通省）　一〇

国家試験

平成二十五年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　一一

〔**公　告**〕

諸事項　一二

官庁

司法書士懲戒処分、勝瓜口土地改良区役員の退任及び就任、鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

告　示

○総務省告示第二百八十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる処分について、同条の規定に基づき公示した事項に変更があったので、平成二十四年総務省告示第四百五十五号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

第一項中「UL CCS」を「UL Verification Services Inc.」に改める。

○総務省告示第二百八十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき公示した事項に変更があったので、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

第一項の表中「UL CCS」を「UL Verification Services Inc.」に改める。